

議案第121号

芽室町後期高齢者医療に関する条例中一部改正の件

芽室町後期高齢者医療に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

芽室町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

平成30年度からの国民健康保険制度広域化に係る関連法令の改正に伴い、後期高齢者の住所地特例対象者等に関する規定が変更となることから、本条例を改正しようとするものであります。

## 芽室町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、同条の規定の適用を受けるに至った際本町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 本町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条の規定の適用を受ける被保険者であつて、同条の規定の適用を受けるに至った際本町に住所を有していた被保険者</p>
附 則	附 則
	<p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p>

改正案	現 行
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第2条</u> 一略一</p> <p><u>附 則</u> この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p><u>第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する第4期から第9期までとする。</u></p> <p><u>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第3条</u> 一略一</p>